

令和4年3月5日改正

東京新潟県人会 年会費規則

(目的)

第1条 会則第7条による年会費は、この規則の定めるところによる。

(年会費)

第2条 年会費は、次のとおりとする。

1. 個人会費

(1)	本	部	会	員	5,000 円
(2)	名	誉	会	長	30,000 円
(3)	名	誉	相 談	役	30,000 円
(4)	相		談	役	30,000 円
(5)	名	誉	役 顧	問	10,000 円
(6)	常	任	顧	問	10,000 円
(7)	顧			問	10,000 円
(8)	名	誉	会	員	10,000 円
(9)	役 員				
	①	会		長	100,000 円
	②	副	会	長	50,000 円
	③	常	務	理 事	20,000 円
	④	理		事	10,000 円
	⑤	監		事	20,000 円
	⑥	参		事	8,000 円

2. 団体会費

(1)	市町村(栗島浦村以外)	50,000 円
(2)	市町村(栗島浦村)	10,000 円
(3)	地区県人会・郷人会	10,000 円
(4)	職域・同窓会	10,000 円
(5)	企業及び事業経営者	20,000 円
(6)	同好会	10,000 円
(7)	商工会議所(旧会員)	5,000 円
(8)	商工会議所(新会員)	20,000 円
(9)	観光協会	20,000 円
(10)	上記以外	10,000 円

(会費購読費の扱い)

第3条 年会費は、会報の年間購読料を含むものとする。

(年会費の適用時期)

第4条 年会費は会計年度(4月1日～翌年3月31日)に充当する。

- 但し、
- ① 10月1日～12月31日の入会者の会費は定められた会費の50%とする。
 - ② 1月1日～3月31日の入会者の会費は無料とし、この期間に納められた会費は翌年度の会費に充当する。
 - ③ 会計年度途中で会員種別が変更になった場合の会費は、第2条1, 2に準じて精算するものとする。

(制定・改定日)

第5条 本規則の制定・改訂の履歴は以下の通りである。

- 1 平成22年8月19日に原規則を改定し、本規則が定められた。
- 2 令和3年6月15日に常務理事、監事の会費を30,000円より20,000円に引き下げた。
- 3 令和3年6月15日に粟島浦村の会費を20,000円より10,000円に引き下げた。
- 4 令和6年3月5日に本規則の条文を現状に合わせて整理・追加した。